

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

〈告 示〉	ページ
○結核指定医療機関の指定辞退	一
○結核指定医療機関の指定	一
○土地改良事業計画の適否決定	一
○都市計画の案の縦覧	二
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	二
○右 同	二
○右 同	二
○道路の位置指定	二
○右 同	三
○都市計画事業の事業計画の変更について国土交通省近畿地方整備局	三
長の認可を受けた件	三
○開発行為に関する工事の完了	三
○右 同	三
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	四
○特定調達契約に係る落札者等の公示	六
○右 同	六
〈正 誤〉	
○平成十四年四月三十日奈良県公報号外第四号正誤表	六
○平成十四年五月七日奈良県公報第千三百六十一号正誤表	七

## 告 示

奈良県告示第百七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
むらかみ小児科	北葛城郡河合町広瀬台三丁目三番地	平成十四年四月三十日

奈良県告示第百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
むらかみ小児科	北葛城郡河合町広瀬台三丁目三番地	平成十四年五月一日

奈良県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十四年五月二十日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

申 請 者	事 業 計 画	縦 覧 期 間 及 び 場 所

天理市長 南 佳策	県単独農道整備事業 庵治地区	平成十四年五月二十九日から 平成十四年六月十七日まで 天理市役所
-----------	-------------------	--

奈良県告示第百十号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路第三・四・七百三十四号服部台明星線	北葛城郡上牧町服部台一丁目、大字上牧及び大字上牧字二ツ池

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び上牧町建設部都市整備課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十八日から同年六月十一日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十四年六月十一日までに必着するよう提出すること。

奈良県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、御所市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があった。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 指定の場所（平成十四年五月九日現在の地番による。）  
天理市田町一〇番地ノ一及び一一番地ノ三の各一部

- 二 申請者氏名 杉浦正治
- 三 申請者住所 天理市田町一〇番地
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 二六・一メートル
- 六 指定年月日 平成十四年五月十六日
- 七 指定番号 奈土第一三〇四号

奈良県告示第百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十四年五月二日現在の地番による。）  
香芝市下田西三丁目二四八番地ノ三の一部
- 二 申請者氏名 有限会社エイトホーム 取締役 赤土喜代美
- 三 申請者住所 香芝市狐井六五七番地ノ一
- 四 道路の幅員 四・七メートル
- 五 道路の延長 二八・五五メートル
- 六 指定年月日 平成十四年五月十四日
- 七 指定番号 高土第一三一一号

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、大和都市計画下水道事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六條の規定により次のとおり公告します。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画下水道事業宇陀川流域下水道

- 二 施行者の名称 奈良県
- 三 事務所の所在地 奈良市登大路町三〇番地
- 四 事業地の所在  
ア 収用の部分 変更なし  
イ 使用の部分 変更なし

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号 平成十四年四月二十二日第六八一四六号
- 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年五月二十一日第五六四三号
- 三 開発区域に含まれる地域 御所市大字柏原三三三番地ノ二の一部、三三四番地ノ一の一部、三三四番地ノ三の一部及び三三四番地ノ四
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市一番地ノ三 御所市長 前川正

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十四年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号

<p>平成十四年一月二十五日郡土第一一三二号 平成十四年四月二十三日郡土第一一三一―一第 二 検査済証番号 開業行衆に関する工事の検査済証 平成十四年五月十四日郡土第三五二一第 三 開発区域に含まれる地域 大和郡山市西田中町字中宮五一五番地ノ三の二第、字牛飼五一五番地ノ五の二第、 五一五番地ノ六及び五一五番地ノ七の二第、字古岸五一八番地の一第、新田五一八二番 地ノ二の二第及び六四九番地ノ八の一第、字村ノ下五八二番地の一第、五八三番地の一 第、五八四番地の一第、五八五番地の一第及び五八六番地の一第並びに上野田 一―一六五番地の一第 四 隠発許可を取付た者の住所及び氏名 大和郡山市北郡山田二四八番地ノ四 大和郡山市 上田豊</p>	<p>入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に 記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額 に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもつ て落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当 する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな い者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留 の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、リース会社にあつては、営業種目〇の 賃貸業務に登録している者であり、販売会社（メンテナンス会社）にあつては、営 業種目B4の事務機器又は営業種目B5のOA機器に登録している者であること。 上記の2者により、この競争入札に参加することができます。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請 を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課用度係（県庁主棟1階） 電話（代表）0742-22-1101 内線4718</p>
<p>物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協 定の適用を受けるものです。 平成14年5月28日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 コンピュータの借入れ</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 県立高校情報推進事業 奈良県立奈良工業高等学校コンピュータ等一式</p> <p>3 借入期間 平成14年9月1日から平成15年3月31日まで</p> <p>4 納入場所 奈良県立奈良工業高等学校（奈良市秋篠町1277-1）</p> <p>5 入札方法</p>	<p>(4) リース会社にあつては、この公告に示した借入物品の規格に合致した物品及び数 量を実際に納入し得ることを証明できる者であつて、かつ、過去2年間に国又は地 方公共団体において、この公告と同種類又は同等と県が認める契約を数回以上締結 し、これらをすべて誠実に履行した者であること。</p> <p>(5) 販売会社（メンテナンス会社）にあつては、この公告に示した調達物品の規格に 合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であり、かつ、当該 借入物品に関し迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい ることを証明できる者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p>

<p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒630-8502 奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局学校教育課（県庁東棟2階） 電話（代表）0742-22-1101 内線 5257</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成14年6月6日（木） 午後3時00分 奈良県立奈良工業高等学校</p> <p>3 入開札の日時及び場所 平成14年7月9日（火） 午前10時30分 奈良県教育委員会教育委員室（県庁東棟2階）</p> <p>4 郵便による入札</p> <p>入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「県立奈良工業高等学校コンピュータ等一式の借入れに係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定による。</p> <p>3 契約保証金 奈良県契約規則の規定による。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、借入物品の適合規格承認申請をするとともに、借入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)に該当すると認められる者を落札対象者</p>	<p>とします。</p> <p>(3) 入札者はリース会社とし、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>なお、契約は奈良県とリース会社及び販売会社（メンテナンス会社）による三者契約を締結します。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等 この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無 有（入札説明書で示す借入物品適合規格承認申請の手続が必要です。）</p> <p>10 支払条件 リース会社は、物品を使用月の翌月に請求を行い、奈良県は支払請求書を受領した日から30日以内にリース会社に支払うものとします。</p> <p>11 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and estimated quantity of the service to be procured: System for Computer for Nara Prefectural Nara Technical Senior High School</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand): July 9, 2002 10:30 a.m.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail): July 8, 2002</p>
--	--

4 Contact point for the notice: School Education Division of Nara Prefectural Board of Education,  
30 Noborijoji-cho Nara City Nara Pref. 630-8502 JAPAN  
TEL 0742-22-1101 (Ext. 5257)

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成14年5月28日

奈良県知事 柿本善也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 運転免許証作成用消耗品の購入  
 運転免許証カード 610個  
 インクリボンセット 101箱  
 オーパーコートリボン 218個
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
 奈良県警察本部警務部会計課  
 奈良市登大路町80番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成14年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社 ジャパン・アイデュー  
 東京都港区海岸2丁目1番7号
- 5 随意契約に係る契約金額  
 運転免許証カード 37,800円(400枚入り単価)  
 インクリボンセット 78,120円(1セット入り単価)  
 オーパーコートリボン 4,620円(1カートリッジ入り単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約による。
- 7 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成14年5月28日

奈良県知事 柿本善也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 運転免許証更新時講習用教本「交通の方法に関する教則」及び「安全運転自己診断」の購入  
 各217,000部
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
 奈良県警察本部警務部会計課  
 奈良市登大路町80番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成14年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 財団法人 全日本交通安全教会  
 東京都千代田区九段南4丁目8番13号
- 5 随意契約に係る契約金額  
 「交通の方法に関する教則」 152,250円(1部単価)  
 「安全運転自己診断」 10,605円(1部単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約による。
- 7 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

「**注**」

平成十四年五月四日付「奈良県公報」外第四号五三號

イ	密	注	注
ロ	注	注	注
ハ	注	注	注

平成十四年五月七日付け奈良県公報第千三百六十一号正誤表

六	第
上	段
二	行
十	誤
日本電機株式会社	
日本電気株式会社	正

【定価】 一か月 九百円 一部売り 一枚につき十二円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三條栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。